2　競争参加資格

競争参加資格確認申請書類の提出期限日を審査基準日とし、審査基準日において以下の⑴から⑶の全てに該当する者であること。なお、審査基準日以降、落札者決定までの間において以下の⑴から⑶のいずれかに該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

⑴　東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から取引停止措置を受けていないこと。

⑶　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3　入札に必要な書類の提出場所等

⑴　競争参加資格確認申請書・入札に必要な書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100―8979 東京都千代田区霞が関３丁目３番２号　東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課　松田　隆弘　電話03―3506―0212

⑵　入札説明書等（仕様書を含む）の交付方法

①　交付期間　令和８年11月12日から令和８年12月17日までとする。

②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページから入手するものとする。

（https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/）

⑶　競争参加資格確認申請書類の提出方法及び提出期限

①　提出方法　電子メール又は書留郵便等により提出すること。

②　提出期限　令和８年12月17日16時

⑷　入札に必要な書類の提出方法及び提出期限

①　提出方法　書留郵便等により提出すること。

②　提出期限　令和９年１月20日16時

⑸　開札の日時及び場所

①　日時　令和９年１月28日11時

②　場所　東日本高速道路株式会社　本社　入札室

4　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認申請に必要な書類の提出期限までに、入札書及び単価表を入札に必要な書類の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達に係る入札書を提出した者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　見積活用方式　対象

⑻　手続きにおける交渉の有無　上記⑺以外の交渉は無

⑼　入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問（https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）』を参照のこと。

⑽　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshioka Mikio, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classifications of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : intra-mart Software Licenses, etc. 1 set

⑷　Delivery period : As shown in the specifications

⑸　Delivery place : As shown in the specifications

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination criteria date, with the examination criteria date set as the due date of application forms and relevant documents for the qualification required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination criteria date and up to the time of the decision being made on the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender :

①　The supplier does not come under Article 6 of East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures (Regulation No.16 of 2005).

②　Not to have been subject to transaction suspension measures imposed by East Nippon Expressway Company Limited during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.

③　There shall have been no funding or personal relationships with those intending to participate in the bidding during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 PM, 17 December, 2026

⑻　Time-limit for the submission of tender : 4 : 00 PM, 20 January, 2027

⑼　Contact point for the notice : Matsuda Takahiro, Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company Limited 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年11月12日

国立大学法人福島大学長　佐野　孝治

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　07

○第７号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量　事務用パソコンシステム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　令和９年９月１日から令和14年８月31日

⑸　借入場所　福島大学

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人福島大学の契約事務取扱規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に東北地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。